

医療法人化は メリットだけではありません！

医療法人制度の目的は、医療事業の経営主体を法人化することで、資金の集積を容易にし、地域医療の持続性を確保することにあります。

インターネット等では、医療法人化による様々なメリットが宣伝されていますが、メリットだけではありません。

後で「こんなはずではなかった！」ということのないよう、医療法人化には、次のような制約や負担が生じることにもご注意ください。

重要事項の決定は社員総会・理事会で行います

- 医療法人は社員総会と理事会を設置しなければならず、法人運営の重要な事項は、院長先生単独ではなく、社員総会や理事会で決定します。
- 個人診療所においては、院長先生の判断で診療所運営を行うことも可能でしたが、社員総会や理事会の議決結果が院長先生の意に添わない議決結果であっても、法人運営に反映させなければなりません。

増加する事務量に対応できますか？

- 医療法に基づき、所管官庁に対して各種届出が義務付けられています。
- 診療所の移転や附帯事業の開始などにより、定款を変更する場合は、所管官庁の認可が必要であり、多くの医療法人が数カ月を費やして申請の準備を行っています。

医療法人の資産は、個人のものではありません

- 医療法人の剰余金は、株式会社のように配当することはできず、また、配当に類似した行為として次のようなことも行えません。
 - ・医療法人の資金を役員（理事・監事）や社員へ貸付
 - ・医療法人の資産を役員（理事・監事）や社員の借入の担保として提供
 - ・医療法人が、役員（理事・監事）や社員の借金の連帯保証人となる
- 解散時の残余財産は、国や自治体、医師会、歯科医師会等に寄附することになります。

医療法人の決算状況は、誰でも見ることが可能です

- 医療法に基づき所管官庁に提出した決算書は、閲覧に供されるため、誰でも見ることが可能となります。